

# 京都市美術館 再整備基本計画

分冊

輝かしい伝統を継承し、  
世界に誇る美術館であるために



～創建 80 年目のイノベーション～

平成 27 年 3 月



京都市  
CITY OF KYOTO

## 《目次》

はじめに .....	1
(1)岡崎地域・京都市美術館に関する上位関連計画 .....	1
1 現状の把握と課題整理 .....	5
(1)岡崎地域の活性化と京都市美術館 .....	5
(2)敷地境界の状況 .....	6
(3)本館に係るインフラ整備状況 .....	7
(4)本館増築・改修における法的遡及について .....	10
(5)本館の文化財指定・登録の流れ .....	12
2 施設整備内容の検討 .....	13
(1)本館保存に関する改変箇所の確認 .....	13
(2)公開承認施設の承認水準に関する整理 .....	18
(3)諸室リスト .....	21
(4)敷地活用計画の検討 .....	25
(5)ブロックプラン検討 .....	32
(6)設備計画の検討 .....	39
(7)京都市公共建築物低炭素仕様の取組方針の整理 .....	40
(8)本館の改修モデルの検討 .....	41
3 事業計画等の検討 .....	42
(1)概算事業費 .....	42
(2)事業スケジュール .....	45
(3)設計者選定の手法 .....	47
(4)整備工程の検討 .....	49
4 目標来館者数と経済波及効果 .....	51



## はじめに

### (1) 岡崎地域・京都市美術館に関する上位関連計画(本編の補足等)

#### ① 京都市基本計画(本編 p3 イ項補足)

##### 政策分野21 土地利用と都市機能配置

地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支えるエコ・コンパクトな都市をつくる。

##### ■みんなでめざす10年後の姿

##### ○ 個性豊かで魅力的なまちの創出

- 岡崎地域(左京区, 東山区)や山ノ内地域(右京区)声など, 市内のさまざまな地域において, 個性豊かで魅力的なまちが劇出されている。

##### ■推進施策

##### ○ 市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくり

- 個性豊かで魅力的なまちづくりの実現のため, 山間部や市街地をはじめ市内のさまざまな地域において, 歴史や伝統に裏打ちされた地域の資源を生かしたまちづくりを進める。とくに, 岡崎地域(左京区, 東山区), 山ノ内地域(右京区), 泰仁地域(下京区)などにおいて:地域がもつ特色や潜在力を生かし, 民間活力の導入による新しいまちづくりを進めるなど, 各地域において都市計画手法の活用を含め多様な施策を総合的に推進する。

#### ② 都市計画マスタープラン

##### 全体構想 ~都市計画の方針~

##### 土地利用

##### ■京都の魅力を高める土地利用

##### ○ 国際文化観光都市としての土地利用の誘導

##### 【具体的な方針】

- 岡崎地域では, 優れた都市景観・環境の保全・継承に配慮しつつ, 京都会館等のMICE機能・国際交流機能の充実や, 京都市動物園などのレクリエーション機能, 京都市美術館などの文化機能の充実を図るとともに, 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の促進など, 環境モデル都市を牽引する取組を進めます。

##### 地域まちづくり構想

##### 岡崎地域

##### ■地域のまちづくりの方針

##### ○ 国際文化観光都市としての土地利用の誘導

##### ○ 岡崎のエリアブランドを構築し, 世界に向けて魅力・情報を発信

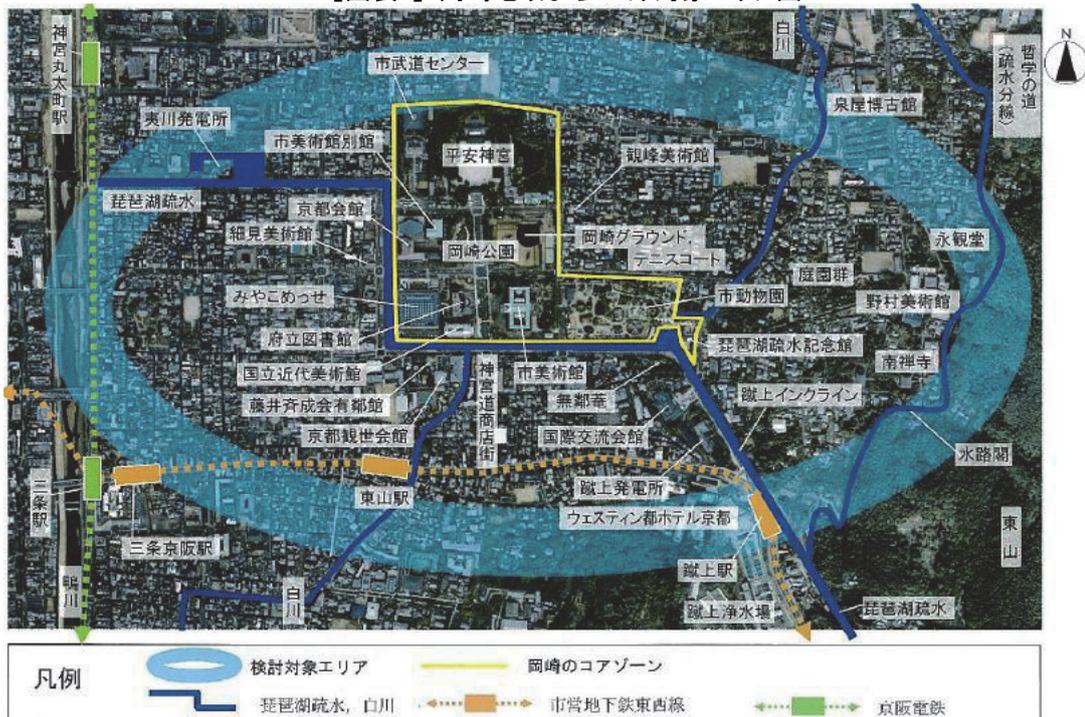
##### ○ 山鶴水明の岡崎の魅力を用出する琵琶湖疏水と近代化遺産の保存と活用

##### ○ 文化芸術, MICE鶴点としての機能強化, 観光案内表示など受け入れ環境の整備

##### ○ 地域資源を結び, 岡崎の総合的な魅力を高める, 保全・創造の景観・まちづくり

- 魅力あふれる公園づくり
- 多くの人々が訪れたい新たな賑わいの創出
  - 夜の魅力創出や、歩いて楽しい岡崎・神宮道の歩行者専用化・プロムナード化
  - 新たな憩いの空間と賑わい創出等
- 環境モデル都市を牽引する進取の取組の実現
  - 再生可能エネルギーの活用・省エネルギー化の促進
  - 緑のマネジメント
- 集客・国際観光拠点としての機能強化
  - 岡崎地域の総合的な観光案内やわかりやすい観光案内表示など受け入れ環境の整備

【図表1】岡崎地域まちづくり対象エリア図



「京都市都市計画マスタープラン 地域まちづくり構想編」より

### ③ 左京区基本計画

#### 目標その2 歴史・文化・学問のまちづくり

##### ■観光

- 大原・静原・貴船・鞍馬，一乗寺周辺，京都大学周辺，哲学の道，岡崎周辺，かもがわ遊歩道をはじめとするゾーン別観光の支援
- MICEの誘致に向けた国立京都国際会館の拡充や岡崎地域の機能強化

##### ■文化・芸術

- 京都会館や京都市美術館，京都市動物園の再整備や，重要文化的景観への選定に向けた取組など，世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての岡崎地域の活性化

④ 京都文化芸術都市創生計画(本編 p3 エ項補足), 京都文化芸術プログラム2020(平成27年~平成32年)

総合施策

■文化芸術に親しむ

○本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進

【京都市美術館】

- 昭和20年から続く総合公募展「京展」、所蔵品をテーマを設け展示するコレクション展等を開催するほか、美術に対する新しい見方、感じ方を発見する機会として、市民美術講座やワークショップ、京都国立博物館等との連携により展開する「京都ミュージアムズ・フォー」の連携講座等を実施します。

■文化芸術でまちづくりを活性化させる

○岡崎地域活性化に向けた取組

- 東山を望む都市景観の中に、多くの文化施設が集積する岡崎地域の魅力を更に磨き、京都が未来に大きく飛躍する力とするため、「岡崎地域活性化ビジョン」(平成23年5月策定)に基づき、岡崎のミュージアム群をフルにいかした、本物のアートに出会えるまちの創出に取り組みます。

■景観を保全し、再生する

○重要文化的景観選定の推進

- 文化財保護法に基づいて、その保存と活用を図り、国内外の人々を魅了する京都の景観を次世代に伝えるため、岡崎地域を中心に調査を進め、京都の重要文化的景観の選定の申出に向けた取組を進めます。

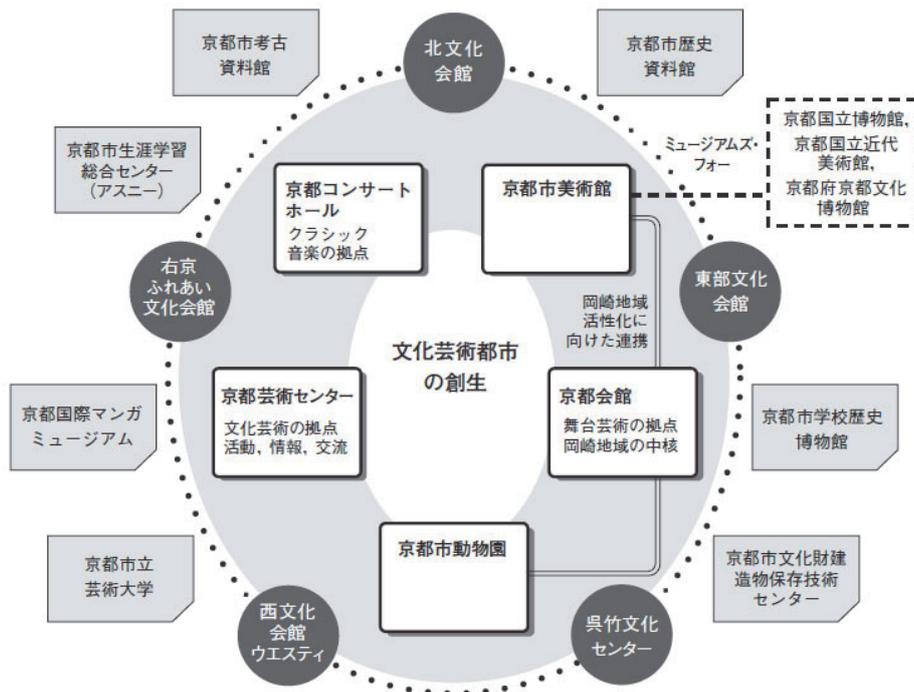
■施設を充実させる

○文化芸術活動を支え、発表する場(拠点)の整備等

【京都市美術館】

- 開館90周年、100周年を見据えつつ、美術館本館における展示環境の改善、生涯学習施設としての機能の充実、市民や観光客の憩いの場の整備など、ミュージアム機能の充実に向け、将来構想の策定と再整備に取り組みます。なお、取組に当たっては、建物の文化財としての価値、また、岡崎地域の中心部に位置するという立地にも配慮し、取り組むこととします。

【図表2】文化芸術に関する京都市の主要施設



「京都文化芸術都市創生計画」より

## ⑤ 岡崎地域活性化ビジョン(本編 p3 才項補足)

世界の人々が集いほんものに出会う「京都 岡崎」

### ■将来像

- 新たな歴史への挑戦
- 創造する文化・芸術の都
- 継承する山紫水明の杜
- 歩いて楽しい祝祭と賑わいの空間
- 交流する観光・MICE拠点

### ■方策

- 岡崎のエリアブランドを構築し、世界に向けて魅力・情報を発信
- 山紫水明の岡崎の魅力を創出する琵琶湖疏水と近代化遺産の保存と活用
- 文化芸術, MICE拠点としての機能強化
- 地域資源を結び、岡崎の総合的な魅力を高める, 保全・創造の景観・まちづくり
- 多くの人々が訪れたい新たな賑わい創出
- 環境モデル都市を牽引する進取の取組の実践
- 集客・国際観光拠点としての機能強化

## ⑥ 京都市美術館将来構想

輝かしい伝統を継承し、世界に誇る美術館であるために～創建80年目のイノベーション～

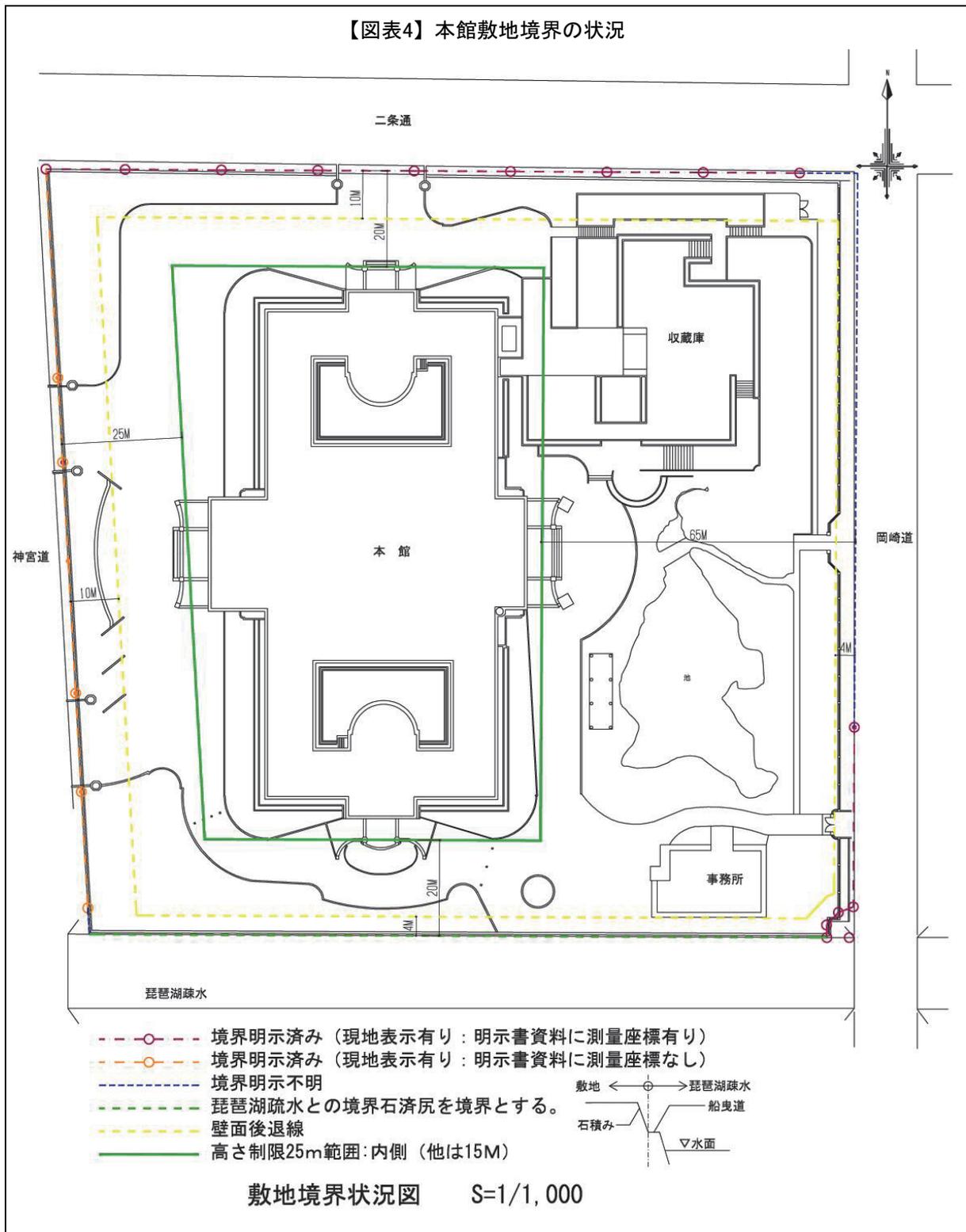
### ■目指すべき方向性と具体的方策

- 未来に向けて、歴史を紡いでいく美術館
  - 近代京都の美術・工芸の発展を示す常設展示の実現
  - 魅力ある主催展・自主企画展の強化
  - 過去から未来へつながるコレクションの充実・活用
  - 美術館の基盤となる調査研究活動の充実
- 幅広い世代の人々が集う美術館
  - 現代作家や現代作品の企画展の実施
  - 魅力ある大規模な海外展・全国規模の団体展等の誘致
  - 別館の専門性の強化
  - 芸術系大学や教育機関等との連携
  - ワークショップルームなどの新設
- ゆったり滞在し、ゆっくり楽しめる美術館
  - 展示室等の環境改善
  - ミュージアムショップ、カフェ・レストランなどの整備
  - ユニバーサルデザイン, 多言語対応
  - 子どものためのスペースの整備
  - 夜間開館の実施
  - 様々な事業の展開
- 日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する美術館
  - 京都市美術館を中心とするネットワークの構築, 施設間の連携強化
  - 新たな魅力を創出する再整備
  - 世界に向けた発信力の強化と事業展開



## (2)敷地境界の状況

【図表4】本館敷地境界の状況



※疎水側状況等について

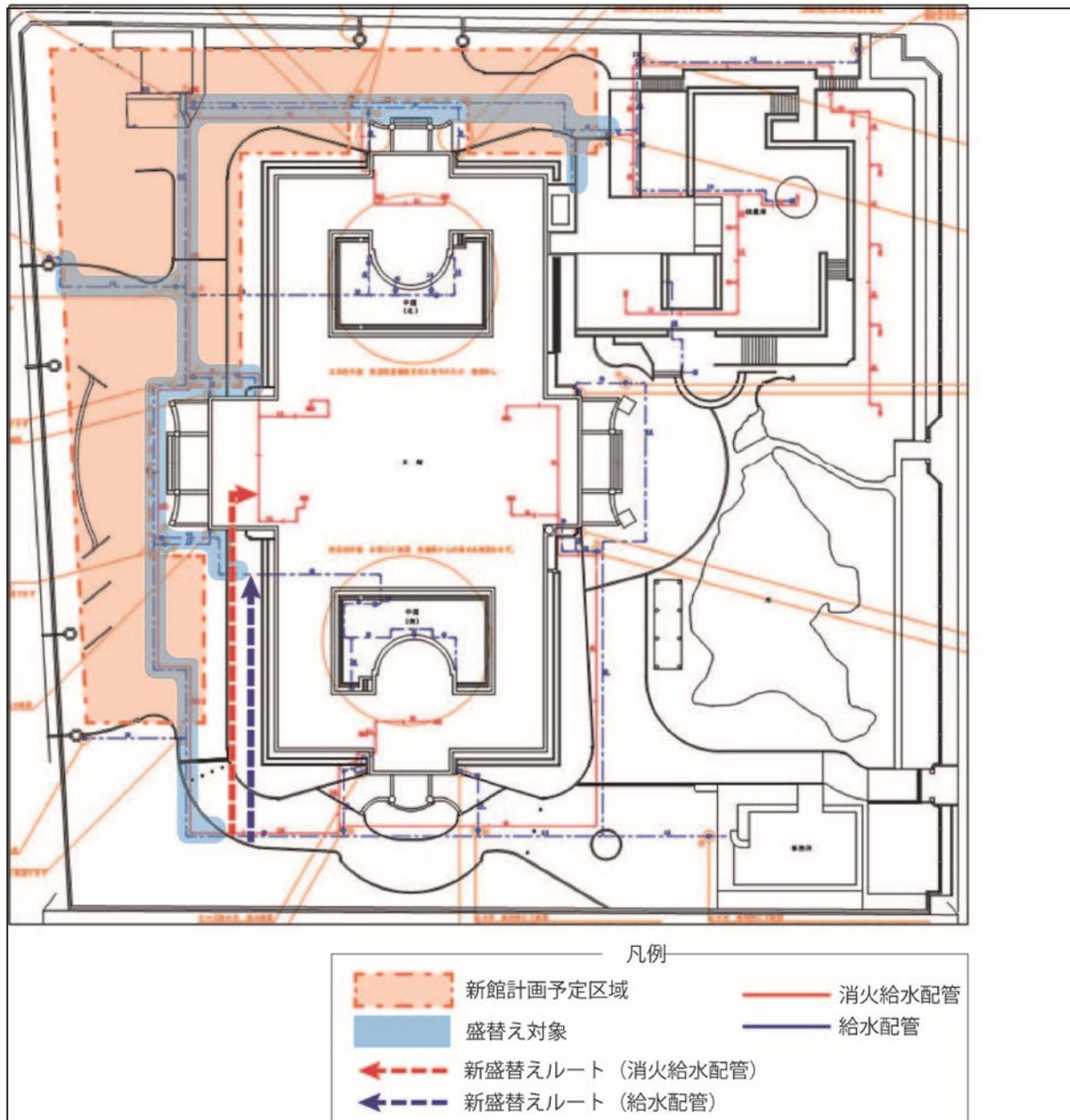
- ・美術館と疎水の境界は、疎水の2段石積みの上段の下の位置(上記部分図参照)。
- ・船曳道については、現在も疎水管理等のために利用されており、上空占用も不可。
- ・疎水に近い場所で掘削する場合は、疎水の石積みに影響がないか協議が必要。
- ・疎水に係る技術的な問い合わせは疎水事務所施設係が対応



## ②屋外給水設備の整備状況

- ・ 京都市美術館本館敷地内の屋外給水設備である消火管(下図の赤線)と、給水管(下図の青線)は、下図のとおり敷設されている。
- ・ 敷地内への水道の引き込みは、唯一、敷地北西部分で二条通方向から行われている。このため新棟建設により本館への引き込み位置は、本館南ウイング側のみとなる。本館展示室床は、配管に不向きなため、水廻りが集約する中央部の南面にて引き込む。

【図表6】京都市美術館本館敷地内の屋外給水設備の敷設状況

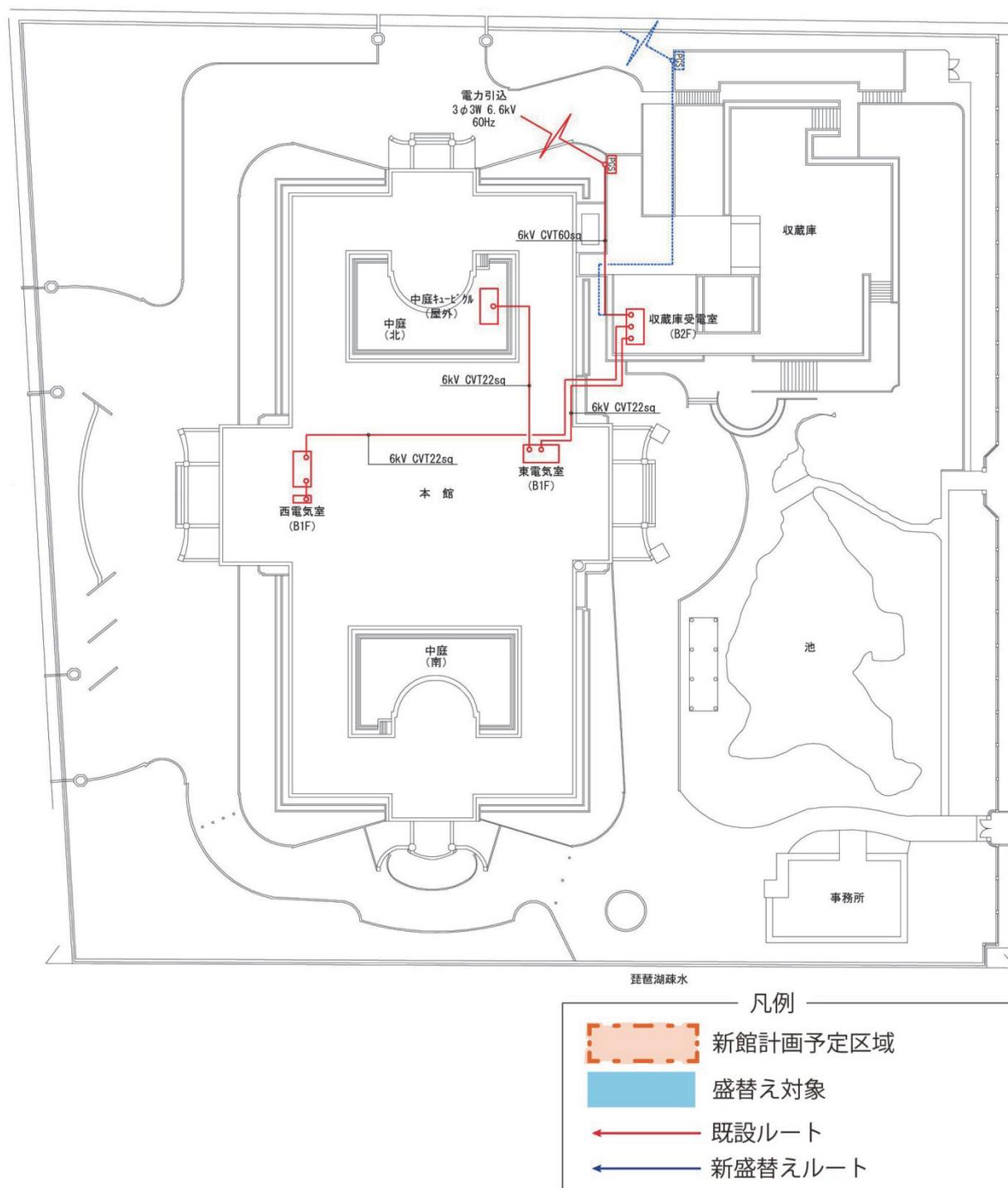


資料:京都市美術館本館及び収蔵庫老朽化調査(平成21年度)より抜粋

### ③電力供給の整備状況

- ・京都市美術館本館敷地内の高圧配電線路は、下図のとおり敷設されている。
- ・敷地北側の二条通面より地中にて高圧電力が引込まれている。このため、新棟建設により支障する高圧引込線路及び開閉器盤(ピラーボックス)の盛替えを行う計画とする。

【図表7】京都市美術館本館敷地内の高圧配電線路の敷設状況



#### (4)本館増築・改修における法的遡及について

##### ①増築改修における前提条件

- ・ 既存施設の構成として、本館、収蔵庫棟、事務所棟の3棟からなる。増築に関しては、これらに構造上の接続を設けず（エキスパンションジョイントによる接続）、相互に接続し、増築する計画とする。
- ・ 事務所棟は用途上、美術館の関連施設として用途不可分であり、再整備での転用利用には注意を要する。

##### ②増築・改修における法的遡及項目—建築基準法

緩和対象の条項			法 86 条の 7 第 1 項				法 86 条の 7 第 2 項, 第 3 項		
見出し	条	項	制限緩和の有無	政令で定める増築等の範囲と適応基準 令 137 条			制限緩和の有無		
				増築改築範囲の緩和	既存部分への適応基準・対応	大規模修繕等範囲	2 項	3 項	
構造耐力基準	20	—	有	の 2	—	国省告示第 185 号の基準適合	大規模修繕等範囲	有:Exp.j にて既設と分離	—
屋根材	22	—	—	—	—	必要	危険性の増大しないすべての工事	—	—
防火壁	26	—	有	の 3	50㎡以下は適応なし	必要	すべての工事	—	有※2
耐火建築物	27	1.2	有	の 4	50㎡以下(主たる用途以外)	必要	すべての工事	—	有※2
居室の採光	28	—	—	—	—	必要	すべての工事	—	有
居室の化学物質	28 の 2	—	—	—	—	—	—	—	有(令 137 条の 15)
地階の居室	29	—	—	—	—	—	—	—	有
界壁	30	—	有	の 5	基準時の 1.5 倍を超えない	必要	—	—	有
トイレ	31	—	—	—	—	必要	すべての工事	—	有
電気設備	32	—	—	—	—	必要	—	—	有
昇降機	34	1	—	—	—	必要	—	—	有
避難基準	35	—	—	—	—	必要	—	有※1, ※2	—
無窓居室	35 の 3	—	—	—	—	必要	すべての工事	—	有
他の技術基準	36	—	—	—	—	必要	すべての工事	—	有(防火区画を除く)※2
壁面線	47	—	有	—	—	必要	すべての工事	—	—
用途地域	48	1~12	有	の 7	基準時の敷地内であること	必要	すべての工事	—	—
位置	51	—	有	—	—	必要	用途変更のない工事	—	—
容積率	52	1,2,7	有	の 8	自動車車庫	必要	すべての工事	—	—
建蔽率	53,54~56	1.2	有	—	—	必要	すべての工事	—	—
高さ	56	1	有	—	—	必要	すべての工事	—	—
日影	56 の 2	1	有	—	—	必要	すべての工事	—	—
美観地区	68	1.2	有	—	—	必要	すべての工事	—	—
特定防火設備	64	—	—	—	—	必要	すべての工事	—	—
特定天井	—	—	—	39 条	—	必要	すべての工事	—	—
									危険防止装置の設置, 有※2 天井高さ 6m 以上, 200㎡以上

※1 独立部分以外の独立部分に適用されない法第 35 条の政令規定: 非難, 排煙, 非常照明

※2 京都市歴史的建築物の保存及び活用に係る条例により, 協議の上遡及項目の適応除外の可能性がある。増改築及び大規模修繕の詳細を計画の上京都市建築指導課との協議による。

##### ③増築・改修における法的遡及(構造)—建築基準法

###### ア 本館及び収蔵庫:

- (ア) 耐久性等関係規定に適合。
- (イ) 地震に対して, 現行規定による構造計算または, 耐震改修促進法の基準によって安全性を確認。(平 17 国交告示第 566 号第 2 第 1 号イ)
- (ウ) 地震時を除き, 令第 82 条第 1 号から第 3 号による構造計算によって安全性を確認。

(オ) 建築設備と屋根ふき材等について安全な構造であることを確認。(平 17 国交告示第 566 号 第 1 第 1 号及び第 2 号) 耐久性等関係規定に適合。

#### イ 新館:

・現行規定を適用。(令第 137 条の 2 第 2 号イ)

#### ④ 増築・改修に必要対応項目一消防法

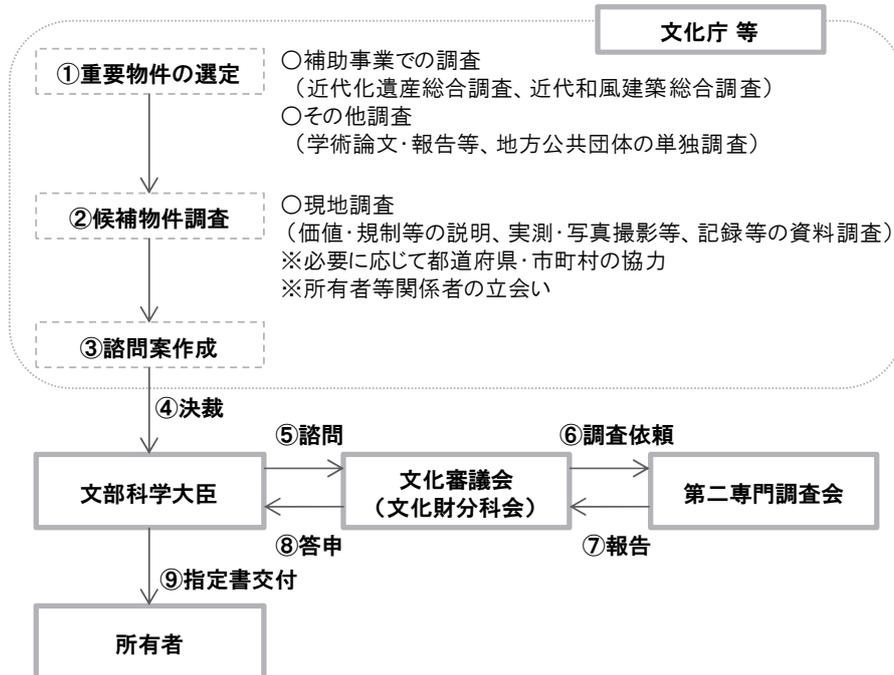
対象の条項			政令で定める増築等の範囲と適応基準					制限の緩和内容
見出し	令	規	制限緩和の有無	必要設備	増築改築範囲の緩和	既存部分への適応基準・対応	大規模修繕等範囲	
消火器	10	—	無	○	300 m <sup>2</sup> 以上	300 m <sup>2</sup> 以上	300 m <sup>2</sup> 以上	—
大型消火器	10	7	有	○	—	—	—	指定可燃物の取扱量が一定規模以上で必要
屋内消化栓	11	—	有	○	1400 m <sup>2</sup> 以上	1400 m <sup>2</sup> 以上	1400 m <sup>2</sup> 以上	内装制限にて 2100 m <sup>2</sup> 以下
スプリンクラー設備	12	—	有	○	11 階以上	11 階以上	11 階以上	無想階主たる用途 2000 m <sup>2</sup> 以上に必要 ガス消火設備により代替可能
水噴霧消火設備	13~18	—	—		—	—	—	指定可燃物の 1 千倍以上
屋外消火栓	19	—	無		1,2 階の床面積 9000 m <sup>2</sup> 以内			—
動力消火ポンプ	21	—	無		1,2 階の床面積 9000 m <sup>2</sup> 以内			—
自動火災報知設備	21	—	無	○	500 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	—
ガス漏れ火災警報設備	21 の 3	—	無		—	—	—	—
漏電火災警報	11	—	—		500 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	木造のみ対象
消防通報設備	23	—	無	○	1000 m <sup>2</sup> 以上	1000 m <sup>2</sup> 以上	1000 m <sup>2</sup> 以上	—
非常警報設備	24	—	無	○	50 人 地下 3 階以上	50 人階以上	50 人 地下 3 階以上	—
避難器具	25	—	無	○	3 階以上の階 100 以上の無窓階	3 階以上の階	すべての工事	—
誘導灯	26	—	無	○	地階 無窓階	無窓階	地階 無窓階	—
消防用水	27	—	無		1,2 階の床面積 15000 m <sup>2</sup> 以内			—
排煙設備	28	—	無	○	建築基準法に順ずる			告示対応
連結散水設備	28 の 2	—	無	○	700 m <sup>2</sup> 以上	700 m <sup>2</sup> 以上	700 m <sup>2</sup> 以上	—
連結送水管	52	—	有		5 階以上 6000 m <sup>2</sup> 7 階以上			—
非常用コンセント	29 の 2	—	—		—	—	—	—
無線通信補助設備	29	—	—		—	—	—	—
非常用電源	—	12	—	○	—	—	—	—
総合操作盤設備	—	—	—	—	—	—	—	—

#### ⑤ 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

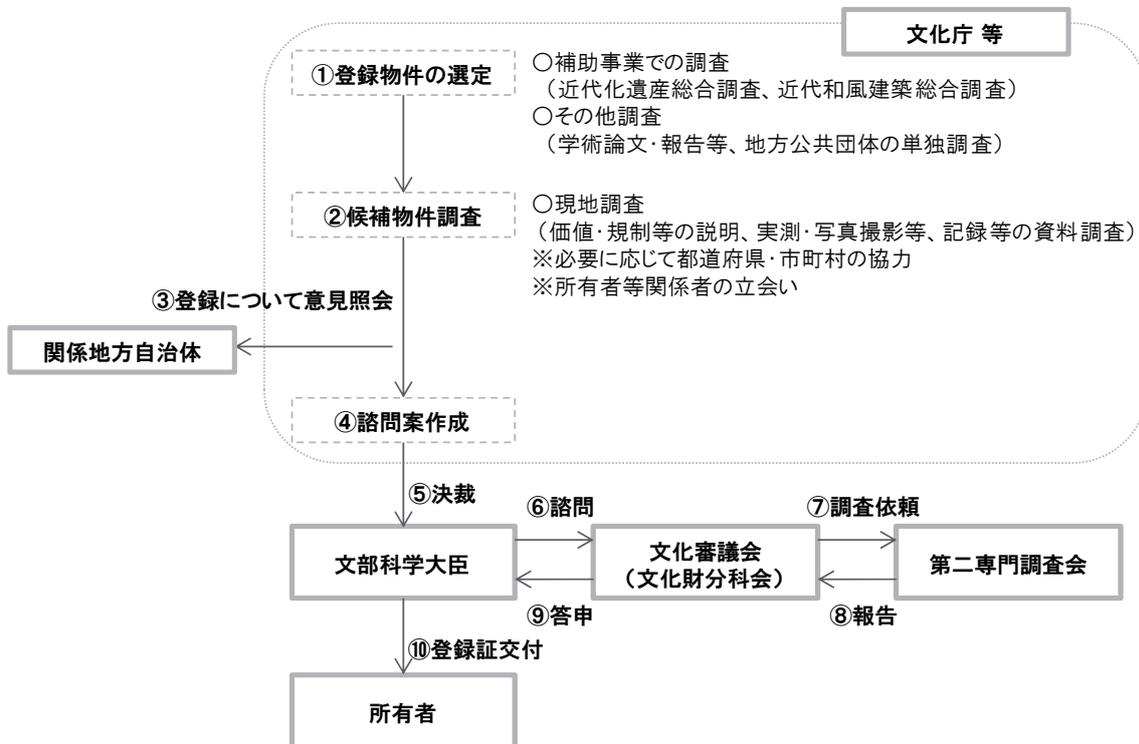
- ・京都市では、建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定を活用し、同法の施行日である昭和 25 年 11 月 23 日以前に建築された建築物のうち、景観的、文化的に特に重要なものと位置付けられた歴史的な価値を有する建築物について、同法の適用を除外し、同法の下では困難であった建築行為を可能とする制度を創設している。
- ・京都市美術館は昭和 8 年の開設、公立美術館として部分的に手は加えられているものの、ほぼ創建当時のまま現存する国内最古の建物であり、同条例による建築基準法の適用除外について、適用が可能であると思われる。

## (5)本館の文化財指定・登録の流れ

【図表8】建造物の文化財指定の流れ



【図表9】建造物の文化財登録の流れ



・ 文化財登録により、下記の優遇措置が適用される。

- 保存・活用するために必要な修理の設計監理費の2分の1を国が補助
- 改修などに必要な資金を日本政策投資銀行より低利で融資

## 2 施設整備内容の検討

### (1)本館保存に関する改変箇所の確認

#### ①本館保存に関する改変箇所確認調査

##### ア 調査目的

昭和8年に竣工した京都市美術館本館について、近代建築としての登録文化財指定等のための保存を目的に、後続する専門家による調査の目安として、また、基本計画における本館保存方針の設定検討のため、改変箇所の整理を行うものである。

##### イ 調査方法

###### a 改修履歴の確認

- ・ 市に残されている美術館に関する図面を元に、改修年次・箇所を確認の上、改変箇所を整理する。

###### b 現地目視調査

- ・ 市に残されている美術館の建設当初の図面と思われるもの(調査記録に添付)と現況を目視により比較し、差異のあった部分について写真にて記録する。

##### ウ 調査結果

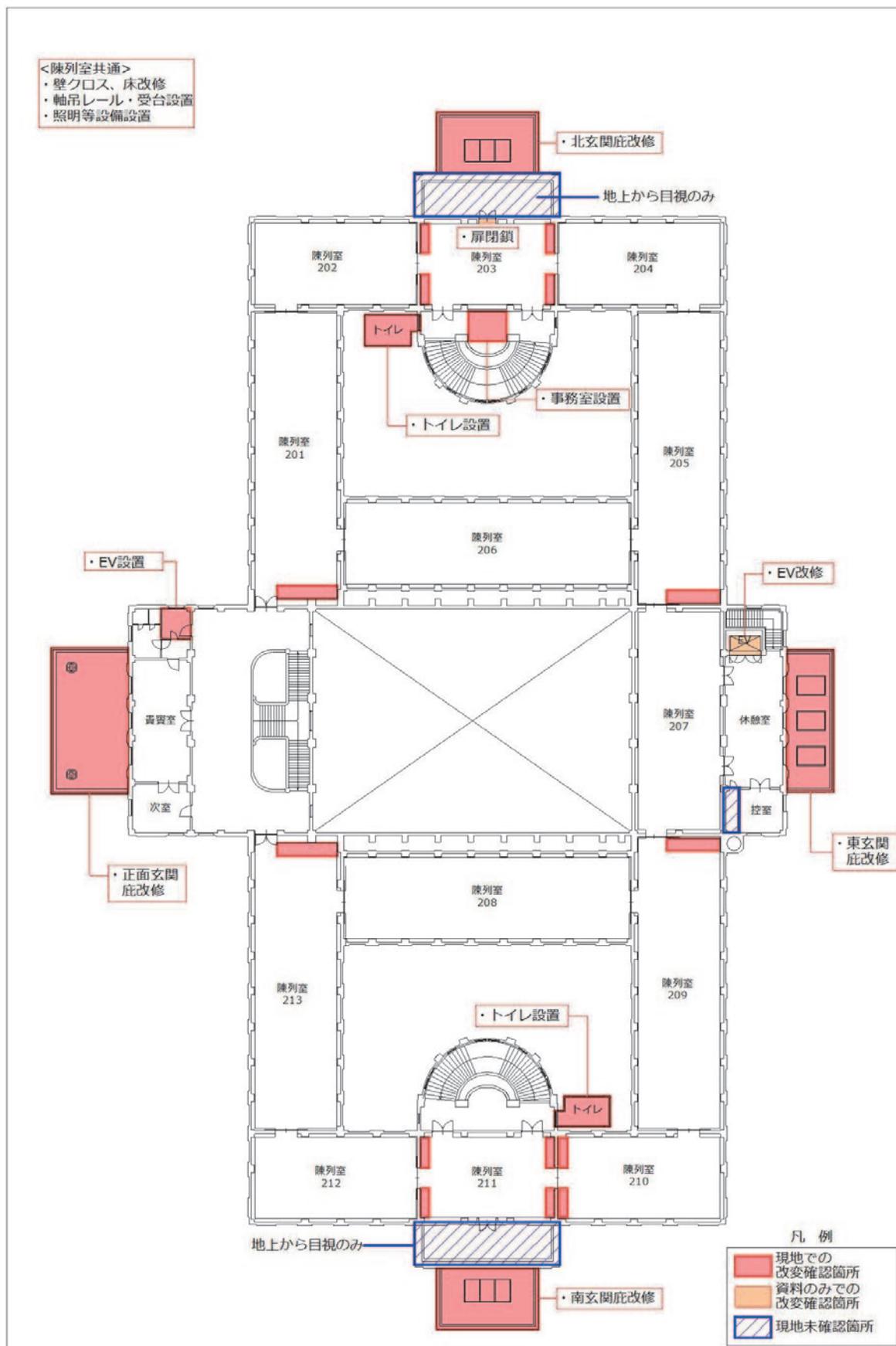
- ・ 調査の結果を改変位置図に整理した。
- ・ 現地目視調査について、一般に踏査が可能な位置からの目視による調査であり、屋根や高所、隠蔽部分等は調査を行っていない。
- ・ 収蔵庫棟等の増築棟、及び改修履歴について改変を確認したものについては、オリジナルでないことが明らかと思われる。ただし、外部窓面格子のように、図面に改変の履歴がないが、建設当初の写真にその姿が記録されているものもあった。
- ・ 当初図面との差異について、目視で確認できる差異はあったものの、後年の改変によるものなのか、当初施工時に意匠変更されたものなのかの判別は難しい。
- ・ 外構については、建設当初の図面と思われるものが断片的な構築物のものしかなく、改変箇所の確認を行っていないが、建設当初の全景写真から、大きく改変されていることは明らかである。

#### ②本館保存に係る方針

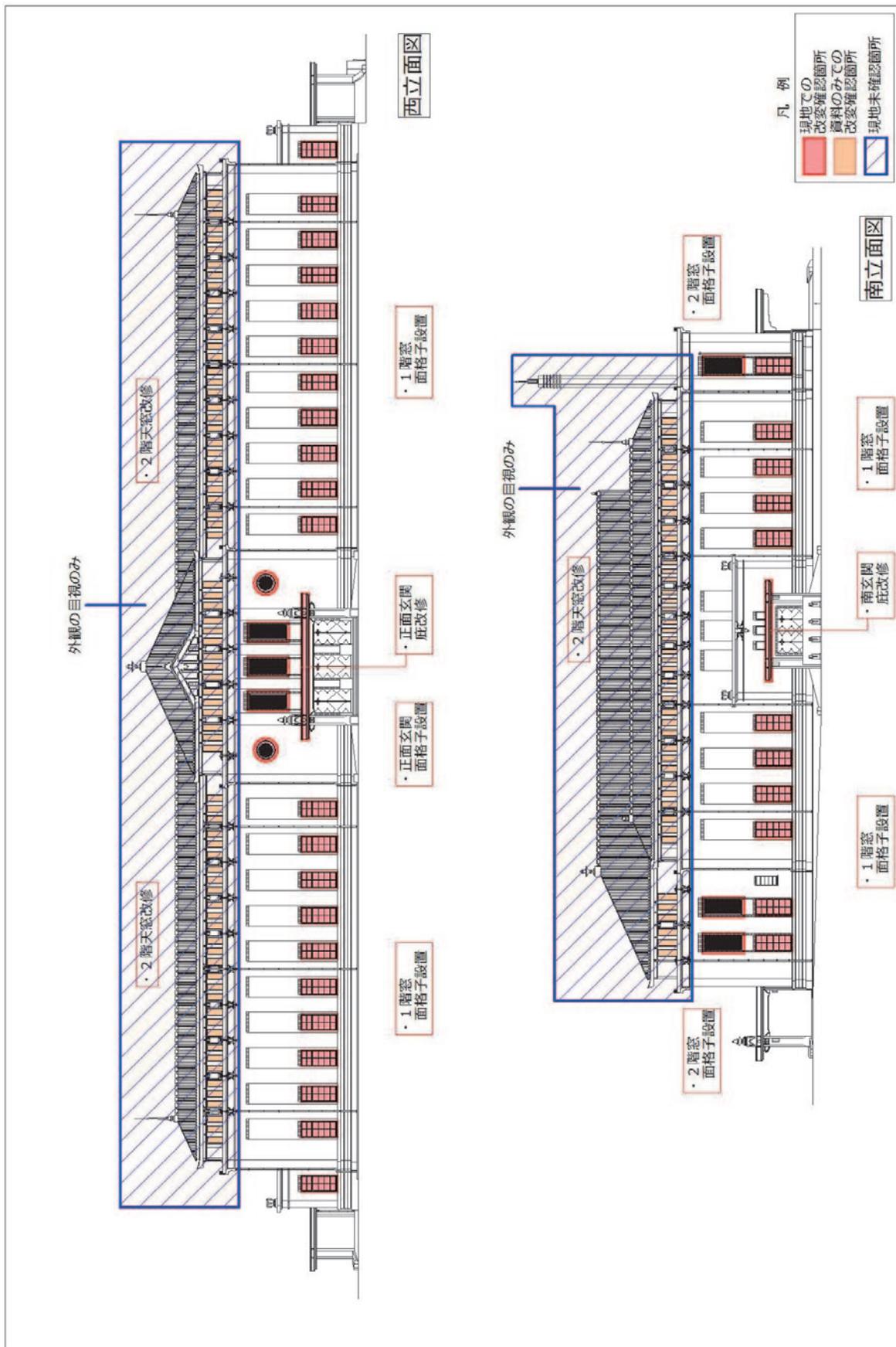
- ・ 将来の登録文化財指定のためには、①建設当初の姿を残す部分ができるだけ保全されていること、②重要な部分について、公開されていること(類似の部屋がある場合は、少なくとも1室は公開する。)、等が必要と思われる。
- ・ 外観については、仕上げの劣化等が指摘されているものの、面格子の改変や玄関車寄せの庇が改修されていることを除けばあまり改変されていないように思われる。
- ・ また、重要な部分として公開する室の候補としては、東西南北のロビー(2階も含む)、大展示室、応接室、2階展示室等が考えられる。
- ・ 本館の保存については、公開承認施設化を軸とした美術館機能の向上、現代化のための改修との調整が必要である。



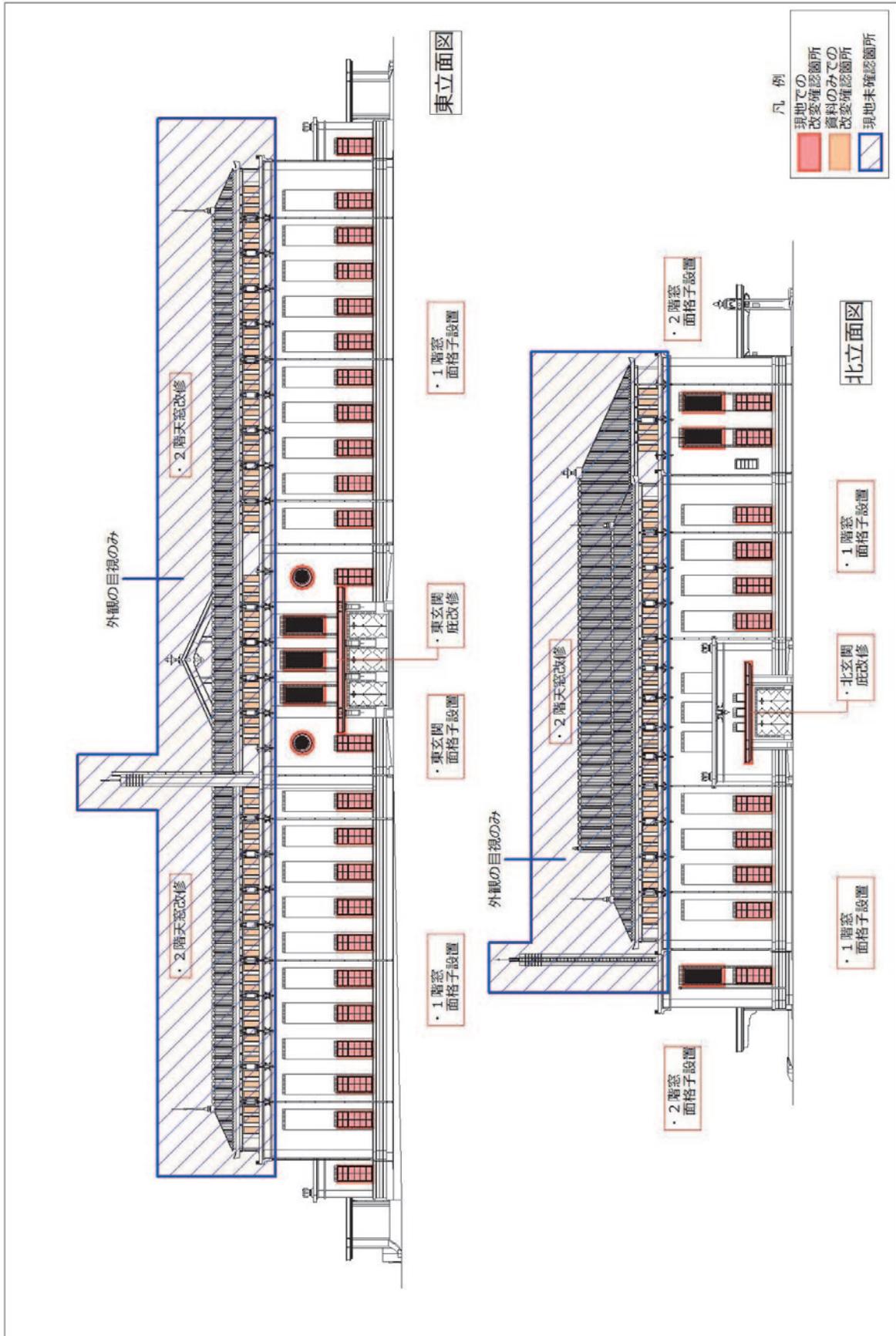
## イ 平面図 2階



ウ 立面図 西面, 南面



エ 立面図 東面, 北面



## (2)公開承認施設の承認水準に関する整理

### ①公開承認施設の概要

- ・ 博物館や美術館などの国宝・重要文化財の所有者(管理団体を含む)以外の者が、当該文化財を公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要であるが、文化財の公開活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた場合、公開後の届出で足りることとされている。この承認を受けた施設を公開承認施設という。
- ・ 公開承認施設として承認された場合、公開される重文等に対して荷造りや運送費用、応急修理費の一部が支給される。このような支援により、重文等の展示活動が活性化され、一般の方々の鑑賞の機会が増えることが制度的利点である。

### ②承認水準に関する整理

- ・ 「公開承認施設に関する規定」から承認条件を以下のように整理する。なお、確認すべき承認条件については、基準文章から判断した。

【図表10】 公開承認施設の承認条件の整理

確認すべき承認条件	可否		判定・課題
	本館	収蔵庫	
第1 文化財公開施設計画の基本的な考え方			
前文 検討に際しては、当初の段階から文化財の展示・保存について経験と知識を有する学芸員を参画させる。		○	基本計画の策定作業に、美術館の学芸員が参加している。
第2 文化財公開施設計画の留意事項			
1. 文化財公開施設の立地環境			
ア. 地形		○	詳細は文化庁との協議による。
イ. 地質・地層		○	詳細は文化庁との協議による。
ウ. 気象		○	詳細は文化庁との協議による。
エ. その他周辺の環境		○	詳細は文化庁との協議による。
2. 文化財公開施設の設計と施工			
(1)建物設計			
ア. 耐火構造	○	○	
耐震構造	△	※	IS値0.7以上が望ましい。本館現状不足。※収蔵庫は耐震性に関する調査等資料無し。
イ. 地下構造(特に収蔵庫・展示室)			
底盤の防水措置	—	○	図面にて確認の必要性あり。
外壁の防水措置	—	○	
ウ. 陸屋根			
完全防水	—	○	
排水口の容易な維持管理	—	○	
エ. 収蔵庫・展示室			
外部の環境からの影響を極力受けにくい	○	○	詳細は文化庁との協議による。
(2)設備設計			
ア. 空気調和設備			
(ア) 温度と相対湿度を調整できる	△	×	本館は大展示室を除く1階のみ、その他は温度の調整ができない。
(イ) 展示室と収蔵庫の空調系統は分離		○	
収蔵庫内部も材質等に応じて分離	—	△	3室を2系統で制御。
(ウ) 収蔵庫の二重壁内の空気層も空調	—	○	
(エ) 騒音・振動を発生する設備機器は、展示室・写場の近くに設置しない。	○	○	本館中庭の設備は撤去。
イ. 照明設備			
紫外線対策を行う	×	※	本館は蛍光灯による直接照明。
温度上昇を避ける	×	※	本館は直射日光が入っている。
文化財によって調光可能な施設とする	×	—	本館は細かい調整が困難。
ウ. 防火・防犯設備			
(ア) 展覧・保存・管理区画の動線は重ならない	×	○	展示室(104)を通過して搬出入。2階は展示室(207)を通過して南北の展示室に搬出入。
(イ) 展覧区画			
文化財の安全に配慮	△	—	夜間は機械警備のみ。
観覧者の安全に配慮	△	—	避難経路は確保されている。詳細は文化庁との協議による。
(ウ) 保存・管理区画は、防火・防犯に係る十分な管理	—	※	夜間は機械警備のみ。
(3)各部屋の配置計画			
ア. 展覧、保存、管理区画を明確に分ける	△	○	動線計画を再調整する。

イ. 収蔵庫・展示室等の配置は、複雑な動線や段差を避ける。	△		再整備の中で調整を行う。
ウ. 文化財を置く部屋は、ここに完全な独立区画とする。	○	○	
(4)通路計画			
ア. 通路は短く、曲がり角、段差、傾斜は避ける。	△		再整備の中で調整を行う。
イ. 有効幅は2メートル以上	○		
(5)施工等			
ア. コンクリートの中に鬆(す)ができないようにする。	○	○	施工上の課題。
イ. 内装工事			
十分な換気・除湿を行い、躯体コンクリートを乾燥させてから行う。	○	○	事業スケジュールに枯らし期間を確保。
内装工事終了(展示ケースを含む)から文化財の公開まで、室内の乾燥のため十分な期間を取る。	○	○	事業スケジュールに枯らし期間を確保。
ウ. 空気環境を安定させるため、コンクリート打設から文化財の公開まで二夏の経過またはそれに相当する環境の実現が望ましい。	○	○	事業スケジュールに枯らし期間を確保。
3. 主要な施設等の設計			
(1)搬出入口			
ア. 安全かつ迅速にできる位置と構造	—	○	
イ. 搬出入の際に外気の影響が建物内に及ばないようにする。	—	○	
特に風が強く吹き込む位置に設けることは避ける。	—	○	
ウ. 通用口と兼用せず、文化財専用とする。	—	○	
(2)トラックヤードと荷解場			
ア. 大型輸送車が格納できるスペースとする。	—	△	台数が不足。
イ. トラックヤードの入口にシャッターを設ける	—	○	
トラックヤードと荷解場の間にシャッターを設ける。	—	○	
ウ. 輸送車の排ガス処理のための換気設備を設ける。	—	×	
エ. 荷解場は、安全かつ十分なスペースを確保する。	—	△	詳細は文化庁との協議による。
オ. 荷解場の床高は、搬出入に差し支えないよう考慮する。	—	○	
(3)エレベーター			
ア. 文化財等の運搬に使用するエレベーターは専用とする。	○	○	
十分な容積を確保する。	×	○	本館の貨物エレベーターは不足している。
地震等への安全性を考慮したものとする。	△	○	
イ. 入口は、荷解場に面して設置することが望ましい。	—	○	
(4)収蔵庫			
ア. 地階・最上階・南西する位置は避ける。	—	×	地階。
イ. 展示室の面積の半分を目安とする。将来を見越して十分なスペースをとる。	—	×	不足。
ウ. 前室を設けて、庫外の影響が直接及ばないようにする。	—	○	
エ. 間仕切りは二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。	—	○	
オ. 外壁と接する外壁には二重壁に点検口をもうけ点検用の空間を確保する。	—	○	
カ. 床材・壁材などは、文化財を汚染しないものとする。	—	○	
内壁材は、吸放湿性に優れたものとする。	—	○	
キ. 出入口は原則1ヶ所とし、密閉性、防火性に優れたものとする。	—	△	動線については文化庁との協議による。密閉性、防火性については再整備にて対応。
ク. 収納棚等は地震等による移動、転倒、落下しないものとする。	—	○	
収納品の落下防止を考慮したものとする。	—	○	
ケ. 収納棚等は、空調の噴出・吸込口の位置を考慮して配置する。	—	○	
庫内の出入口付近のスペースは広くとる。	—	○	
コ. 収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるようにする。	—	×	
(5)調査・整理・修理室・写場等			
温湿度は収蔵庫の条件に近く調整できること。		×	湿度調整できない。
照明は収蔵庫の条件に近く調整できること。		×	確認が必要。

(6) 燻蒸施設		×	燻蒸室はあるが、設備もなく現在は利用されていない。
ア. 搬出入口の近くに設置する。	—	○	
建物内の他の施設から独立した専用の施設として設置する。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
イ. 建物の外壁に接して設置する。	—	○	
前室を設ける。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
ウ. 燻蒸室及び前室には、排気設備を設置する。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
エ. 燻蒸室内には、減圧燻蒸釜や燻蒸庫を設けると有効。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
オ. 扉、壁などは、機密性に留意する。	—	○	
攪拌装置等を設置する場合は、電気系統を防爆型とする。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
カ. 燻蒸後の排ガス処理施設と設置する。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
配管は極力短くする。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
キ. 空調・電気等の配管が燻蒸室を通らないようにする。	—	※	詳細は文化庁との協議による。
(7) 展示室・展示ケース			
ア. 外光の入る開口部は、原則として設けない。(紫外線、赤外線、調光等の調整では、対応できないことが確認されている。)	×	—	多くの展示室に窓があり、また、これを積極的に評価しようとしている。
イ. 観覧者の出入等により、展示室が外部環境の影響を受けないようにする。	×	—	観覧者が多い場合、展示室の環境を調整できていない。
ウ. 収蔵庫と同一の保存環境を実現する。	×	—	温湿度管理可能なのは、1階の一部のみ。
防犯上からも展示ケースの使用が必要。	※	—	展示ケース使用の範囲や内容を含め、文化庁との協議による。
展示ケースは、以下の点に留意する。			
(ア) 展示物の大きさ、展示作業の安全性、機能性及び耐震性を考慮する。	※	—	再整備工事に対応。
(イ) ケース内の温湿度調整法の採用には、環境や施設計画、将来の管理・運営を考慮する。	※	—	再整備工事に対応。
(ウ) ガラス等は、十分な強度を持ったものを使用する。	※	—	再整備工事に対応。
張り合わせガラス等を使用することは有効。	※	—	再整備工事に対応。
(エ) 移動ケースは重心を低くし、横滑りなどの防止対策を講ずる。	※	—	再整備工事に対応。
4. 他の施設と併設する文化財公開施設の設計			

凡例 ○:現状で適合, △:協議先と要協議, ×:不適合, ※:詳細不明, —:対象外

### ③再整備に係る方針

- ・京都市美術館については、本館の文化財指定の観点から少なくともできる限り建設当時の姿で残さなければならないことから、国宝・重要文化財を公開する展示室を特定し、整備を行うものとする。
- ・公開承認施設の基準で整備する部分は、常設展示室(北ロビー及び北中庭を除く)、企画展示室(1階南展示ゾーン)、収蔵庫、搬出入室等収蔵施設部分及びそれらをつなぐ動線(通路)とする。
- ・公開承認施設は、施設基準で整備する部分以外も含めて、美術館全体で承認を受ける。
- ・耐震性については、基準に明確にされていないが、既存建物については文化財の保護という視点も考慮しながらIs値0.7を目指す。新棟部分は、現行基準の1.25倍で整備する。
- ・空調条件についても、再整備時に設備の更新や気密性の向上により実現を目指す。
- ・エレベーターを増設して搬送能力を増強する。併せて一部展示室を区画してサービスルートを確保し、観覧者動線との分離を図り、サービスルートの複線化を行う。

### (3)諸室リスト

#### ①本館

機能	室名	内容	計画案面積*1 (㎡)	面積 特記*2 (㎡)	消火設備	備考1: 展示関連設備	備考2: その他	備考3: 設備
展示	常設展示 北1階展示エリア							
	101号	京都の地場産業と美術・博覧会の時代	210	275	調温調室 ガス系消火*3	展示ガラスケース 壁面 20.5m×1台	展示ハンガーの収納 確保(展示室面積 外)	ケース用以外の展 示用電源等必要
	102号	京都画壇と京都の美術・竹村栖鳳と上村松園	110	153	調温調室 ガス系消火*3	展示ガラスケース 壁面 13.5m×1台	展示ハンガーの収納 確保(展示室面積 外)	ケース用以外の展 示用電源等必要
	北玄関ロビー	美術館誕生(模型、年表)・彫刻	135	135	通常空調 水系消火	展示ガラスケース 覗きケース 1.5m×1.5m ×3台	採光可:他展示室と ドアレス(扉なし)	ケース用以外の展 示用電源等必要
	北地下ロビー		146	146	調温調室 ガス系消火*3	ガラスケース 4面, 工芸・ ミニチュール・彫刻		ケース用以外の展 示用電源等必要
	北玄関(階段)		105	105				
	北中庭	立体展示	—	(462)	屋根をかけた場合, 屋 内消火栓と水系消火等 が必要	1階展示室用空調機設置 →撤去	カフェ等検討(電気, 給排水のサービスの み)	
	103号	京都画壇・画塾 とスクール派	110	153	調温調室 ガス系消火*3	展示ガラスケース 壁面 13.5m×1台	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)	ケース用以外の展 示用電源等必要
	104号	関西美術院と京都 の近代工芸	230	275	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 2.4m×2)		ケース用以外の展 示用電源等必要
	搬入廊下	104号より分離	30	0	調温調室 ガス系消火*3	104号より分離		
	105号	戦後美術・特集 展示(作家顕彰)	205	266	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 1.9m×5)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)	ケース用以外の展 示用電源等必要
	12号事務室		18	18	通常空調		北ロビー部に設置	
	13号事務室		18	18	通常空調		北ロビー部に設置	
	外壁-内壁ス ペース等	設備・断熱ス ペース	227	0		展示室の一部を利用		
	小計		1,544	1,544				
	企画・貸館展示 南1階展示エリア							
	110号		210	275	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 3.4m× 2, 1.2m×3)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)	
	109号		110	153	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 4.0m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)	
	南玄関ロビー		135	135				
	南玄関(階段)		105	71				
南中庭	立体展示	—	(462)	屋根をかけた場合, 屋 内消火栓と水系消火等 が必要	1階展示室用空調機設置 →撤去	カフェ等検討(電気, 給排水のサービスの み)		
108号		110	153	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 4.0m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
107号		230	275	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 4.0m× 3, 3.4m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
106号		205	266	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 1.9m×5)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
18号事務室		18	18	通常空調		北ロビー部に設置		
19号事務室		18	18	通常空調		北ロビー部に設置		
外壁-内壁ス ペース等	設備・断熱ス ペース	257	0		展示室の一部を利用			
小計		1,398	1,398					
企画・貸館展示 南2階展示エリア								
213号		235	275	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 3.4m×2 , 1.2m×3)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
212号		130	153	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 2.5m× 2, 1.8m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
211号		115	126	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 2.5m×4)			
210号		130	153	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 2.5m× 2, 1.8m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
209号		200	276	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 4.0m× 3, 3.4m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
208号		230	266	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 1.9m×5)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
207号	207号,東ロビート イレに分割	78	207	調温調室 ガス系消火*3		展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
外壁-内壁ス ペース等	設備・断熱ス ペース	209	0			展示室の一部を利用		
南螺旋階段		106	106					
小計		1,433	1,562					
企画・貸館展示 北2階展示エリア								
201号		210	275	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面 (吊式 3.9m×3)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
202号		110	153	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 3.0m× 2, 2.8m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)		
203号		100	126	調温調室 ガス系消火*3	移動壁面(吊式 3.0m× 2, 2.8m×2)			

204号		110	153	調温調室 ガス系消火 <sup>※3</sup>	移動壁面(吊式 3.0m× 2, 2.8m×2)	展示ハンガー収納確 保(展示室面積外)	
205号		210	276	調温調室 ガス系消火 <sup>※3</sup>	移動壁面 (吊式 3.0m×3)		
206号		205	266	調温調室 ガス系消火 <sup>※3</sup>	移動壁面 (吊式 3.3m×3)		
東ロビー	207号より分離	78	0				
外壁-内壁ス ペース等	設備・断熱ス ペース	304	0			展示室の一部を利用	
北螺旋階段		106	106				
小計		1,433	1,355				
展示共用施設							
北1階トイレ		37	37				
南1階トイレ		37	37				
北2階トイレ		13	13				
南2階トイレ		13	13				
東1階トイレ		89	69				
東2階トイレ		81	0				
小計		270	169				
収蔵							
1階搬入廊下	104号より分離	30	0	調温調室 ガス系消火 <sup>※3</sup>			
小計		30	30				
便益・多目的利用スペース							
大展示室		743	743	電源・給水・POS・LAN	展示・広報・交流・販売 等・動線等多目的に利用		
西玄関		71	71				
西玄関ロビー		215	215				
西2階ロビー		274	274		階段・接続スペース等		
西2階応接室		74	74				
西2階応接前 室・トイレ		22	22				
20号事務室		31	31				
西2階EVシャフ ト		9	9				
西1階事務室		14	14				
西1階倉庫1		7	7				
西1階倉庫2		7	7				
西階段下倉庫		30	30				
西1階EVシャフ ト		9	9				
西1階EVホー ル		14	14				
東玄関		80	80				
東玄関ロビー	東1階トイレに分割	176	196				
東1階階段		30	30				
東EV前(2階)	階段含む	45	45				
東1階EVシャフ ト		9	9				
東2階EVシャフ ト		9	9				
東2階休憩室	東2階トイレに分割	25	55				
東2階控室		20	20				
小計		1,914	1,964				
その他							
東機械室	管理室含む	483	483				
西地下ロビー		336	336				
西EV機械室		15	15				
屋上階段		7	7				
南地下ロビー		146	146				
その他ダクト スペース等		330	360				
小計		1,341	1,371			クーリングタワー:50㎡程 度	室外機置場:100 ㎡
計		9,349	9,349(中庭 924㎡を含む場合 10,273㎡)				

※1 展示室は展示壁芯で計測・空調機スペースを展示室に確保し面積より除外

※2 本館数値は外壁芯面積、中庭は含まず

※3 消火機能上区画必要(建築基準法の区画は緩和予定)

## ①-2本館増築

機能	室名	内容	計画案 面積 <sup>※1</sup> (㎡)	面積 特記 <sup>※2</sup> (㎡)	消火設備	備考1: 展示関連装備	備考2: その他	備考3: 設備
増築	東搬出入棟	2階	350	0	調温調室 ガス系消火 <sup>※3</sup>	人荷用EV,収蔵庫棟-本館連 絡通路(1階)、展示室205号 へのEV接続(2階)		2階屋根に設備ス ペース
	計		350		面積は検討による。			

## ②収蔵庫棟

機能	室名	内容	計画案面積 (㎡)	面積特記※1 (㎡)	消火設備	備考1: 展示関連装備	備考2: その他	備考3: 設備
収蔵	収蔵庫 01		282		既設設備			
	収蔵庫 02		282		既設設備	現状の管理まま		
	収蔵庫 03		284		既設設備			
	収蔵庫前室		96		既設設備	現荷解室		
	小計		944	944				
	修理室		19		既設設備			
	殺菌室		0		既設設備			
	倉庫		28		既設設備			
	控室 1		8		既設設備	監視員室を転用		
	展示準備室		147		既設設備	荷解室を転用		
	廊下・階段等		53		既設設備			
	機械室		232		改修			
	講堂→機械室		153		改修	現講堂・準備諸室を機械室に転用		
	管理・給湯等		25		既設設備			
	搬入口		—	58	←解体予定			
	トレンチ等		123	1,060	←床面積算入外(施工面積:ピット等)			
	小計		1,419	1,419				
	計			1,419				

※1 数値は外壁芯面積

## ③事務所棟

機能	室名	内容	計画案面積 (㎡)	面積特記※1 (㎡)	消火設備	備考1: 展示関連装備	備考2: その他	備考3: 設備
便益・多目的スペース	テナント類		510		厨房設備	サービス経路の確認 (人・車両)	1・2 階	
	事務・管理							
倉庫・物置			68			収納棚等	地下階現倉庫・管理人室	
	調査・研究							
資料室・書庫			139			収納棚等	地下階現倉庫	
	その他							
廊下・階段等			51				地下階階段・廊下	
小計			768					
計			768					

※1 数値は外壁芯面積

## ④新棟

機能	室名	内容	計画案面積 (㎡)	面積特記※1 (㎡)	消火設備	備考1: 展示関連装備	備考2: その他	備考3: 設備
収蔵	展示							
	現代美術		1,500		通常空調 ガス系消火	展示:移動展示壁	天井高 4.5mの展示スペースが必要	電気・給排水のサービス給排水パネ設置
	ギャラリー		500		通常空調 ガス系消火	展示:移動展示壁	ギャラリー天井高 4.0m	パネ:床埋込の給排水BOX
	小計		2,000					
	収蔵庫							
	収蔵庫 04	洋画・焼物・現代美術	450		調温調室 ガス系消火	収蔵棚、ハンガー、ホイス等装備	大, 中, 中, 小, 一時の5室にて種目別に収蔵	
	収蔵庫 05	染色・織物・タペストリー	200		調温調室 ガス系消火			
	収蔵庫 06	日本画一軸物・屏風	200		調温調室 ガス系消火			
	収蔵庫 07	日本画一軸物・屏風 容量確認	100		調温調室 ガス系消火			
	一時収蔵庫		50		調温調室 ガス系消火	企画展示用		
	小計		1,000					
	搬出入関連							
	搬出入口		80		通常空調 水系消火			
	荷解室		60		調温調室 ガス系消火			
	貸館入口		15		水系消火			
	EV ホール		25		調温調室 ガス系消火			
	クレーン		80		通常空調 水系消火			
	作品閲覧室		30		調温調室 ガス系消火		閲覧ブースの設置	
	修理室		0	19	既設まま	旧収蔵庫部分準備室利用		

倉庫		70		水系消火			
廊下・階段等		80		水系消火			
小計		440					
便益・多目的スペース							
エントランスホール		100		水系消火		彫刻の展示	
ロビー	ライブラリー含む	200		水系消火			その他
サービス (授乳室等)		20		給湯・上下水			
救護室		20		救護別途。洗面			
岡崎コンサルジュ		10		LAN	館内WiFi		情報・サービス
情報コーナー		10		LAN		ロビー内	
カフェ		80		カウンター・厨房・ POS・LAN	運営形態 搬出入経路		
ミュージアムショップ		100		POS・LAN			
トイレ・給湯室		70		来館者用			
廊下・階段等		110					
小計		720					
教育・普及							
ワークショップルーム		150		通常空調 AV設備	展示室としても機能付 加	ロビーから見える位置	
講演室		200		通常空調 AV設備		2分割利用前提	
小計		350					
調査・研究							
研究室		120		LAN			室構成の確認
資料室・書庫		80		集密収納・撮影 台・照明			
小計		200					
事務・管理							
館長室		80		LAN			
事務室		80		LAN	職員・スタッフ数		
会議室		70		LAN AV設備	最大会議規模		
倉庫		70					
トイレ・給湯室		70					
講堂		40					
WS用準備室							
警備室		70				地上部	
宿直室		30				地上部	
小計		410					
その他							
廊下・階段等		180					
機械室その他		900					
小計		1,080					
計		6,300					

※1 数値は外壁芯面積

## ⑤ 外構および駐車・駐輪場

機能	場所	内容	面積(m <sup>2</sup> ) 長さ(m) <sup>※1</sup>	設備	備考, その他
外部空間					
	本館西側	主玄関改修, スロープ・ペイメント改修	約 5,100 m <sup>2</sup>	照明・ITV・車止め	1期工事:ペイ補修と玄関改修, 2期工事:ペイ整備, 緊急車両導入路, 来館者用駐輪場整備
	本館北側	北玄関改修・搬入経路, 駐車場整備	約 2,750 m <sup>2</sup>	照明・ITV・車止め	搬入大型車両経路, 管理用駐車・駐輪場各10台程度整備, 身体障害者用駐車場4台・貸館用臨時搬入車両スペース整備, 緊急車両導入路整備(1, 2期工事共)
	本館東側	日本庭園と本館の間の空間整備, 東玄関改修, 来館者導入経路整備	約 2,000 m <sup>2</sup>	照明・ITV・車止め	2期工事期間は主玄関 臨時搬入路及び搬入工整備, 貸館用臨時搬入車両スペース整備(主に2期工事期間) 緊急車両導入路整備
	本館南側	南玄関改修, 噴水改修と周辺の憩いのスペース整備, 来館者導入経路整備 疎水沿い空間の整備	約 2,000 m <sup>2</sup>	照明・ITV・駐輪場	臨時搬入路・車両用駐車スペース整備, 噴水改修, 来館者用駐輪場整備, 緊急車両導入路整備
	事務棟西側	美術表現のための舞台を設営	約 750 m <sup>2</sup>	照明・ITV・駐輪場	2期にて整備
	事務棟北側	導入路整備, 現状植栽手入れ	約 300 m <sup>2</sup>	照明・ITV	現状手入れ
	事務棟東側	現状植栽手入れ, 駐車場整備	約 300 m <sup>2</sup>	照明・ITV	2期工事にて現状駐車場を用途に合わせ整備
	事務棟南側	現状植栽手入れ, 疎水沿い空間の整備	約 50 m <sup>2</sup>	—	植栽のみ
	日本庭園	現状植栽手入れ	約 3,400 m <sup>2</sup>	—	
	収蔵庫屋上	改修美装	約 1,700 m <sup>2</sup>	照明・ITV	収蔵庫改修と一体
	収蔵庫東側	現状植栽整理	約 1,000 m <sup>2</sup>	照明・ITV	
	収蔵庫北側	現状植栽整理	約 700 m <sup>2</sup>	照明・ITV	
	神宮通境界	境界仕上改修	約 160m	照明・ITV・ゲート	1期補修, 緊急車両導入口整備, 新規サイン整備
	二条通境界	境界仕上改修	約 168m	照明・ITV・ゲート	1期補修, 緊急車両導入口整備, 新規サイン整備
	岡崎道境界	境界仕上整備	約 160m	照明・ITV・ゲート	境界縁石整備
	琵琶湖疏水境界	境界仕上清掃	約 160m	照明・ITV	石積みの清掃

※1 数値は概数